

令和元年第1回吉田町議会臨時会

# 吉田町議会会議録

令和元年5月13日 開会

}

令和元年5月13日 閉会

吉田町議会

# 令和元年第1回吉田町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 (5月13日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○仮議席の指定	2
○議長選挙	2
○議長就任挨拶	3
○日程の追加について	4
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○副議長選挙	5
○副議長就任挨拶	6
○議席の一部変更	7
○常任委員会委員の選任	7
○議会運営委員会委員の選任	8
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	9
○榛原総合病院組合議会議員の選挙	10
○相寿園管理組合議会議員の選挙	10
○駿遠学園管理組合議会議員の選挙	11
○日程の追加について	12
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○諸報告について	14
○議案第20号～議案第25号の一括上程、説明	14
○議案第20号の質疑、討論、採決	21
○議案第21号の質疑、討論、採決	22
○議案第22号の質疑、討論、採決	22
○議案第23号の質疑、討論、採決	23
○議案第24号の質疑、討論、採決	23
○議案第25号の質疑、討論、採決	24
○議員派遣について	25
○議会閉会中の継続調査について	25
○町長挨拶	25
○議長挨拶	29
○閉会の宣告	29

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（八木寿彦君） それでは、改めまして、おはようございます。議会事務局長の八木でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本議会におきましては、河原崎昇司議員が最年長でございます。

それでは、臨時議長の河原崎昇司議員を御紹介いたします。河原崎昇司議員、議長席へ移動をお願いします。

○臨時議長（河原崎昇司君） ただいま御紹介をいただきました河原崎昇司でございます。本臨時会に当たり、ただいま事務局長より紹介のとおり、地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。議長の選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位の御協力をいただき、無事任務を果たしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

---

◎町長挨拶

○臨時議長（河原崎昇司君） それでは、開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

きょう、第1回の臨時会に新しい議員も含めて、新しい議会の皆様にお会いできますことをうれしく思います。皆様とこれから4年間過ごすこととなりますけれども、町の発展のため、町民の福祉の向上のため、皆様と一緒に町づくりをできればうれしいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（河原崎昇司君） ありがとうございます。

---

◎開会の宣告

○臨時議長（河原崎昇司君） ただいまから令和元年第1回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

---

◎仮議席の指定

○臨時議長（河原崎昇司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とさせていただきます。

ここで暫時休憩といたします。

これから全員協議会を行いますので、議員の皆様は第2会議室へお集まりください。

当局の皆様は、ここで一度御退席をいただいて結構です。改めて連絡をいたしますので、再度出席をお願いいたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時17分

○臨時議長（河原崎昇司君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

---

◎議長選挙

○臨時議長（河原崎昇司君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

議長に増田剛士君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名をいたしました増田剛士君を議長の当選人と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました増田剛士君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選された増田剛士君が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

◎議長就任挨拶

○臨時議長（河原崎昇司君） 増田剛士君から議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。

11 番、増田剛士君。

〔議長 増田剛士君登壇〕

○議長（増田剛士君） このたび皆様の御推挙をいただき吉田町議会議長に就任させていただくことになりましたことは、身に余る光栄に存じます。と同時に、責任の重大さも痛感しておるところでございます。

新たな令和の時代の当初に当たり、これまでの吉田町議会の歴史と伝統を尊重するとともに、現在の社会変動に沿う議会運営を図り、吉田町民福祉の向上のため、議員各位の御協力をいただきながら公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されますよう、誠心誠意努力する所存でございます。

今後議会改革を推し進めるため、二つの柱を上げさせていただきたいと思っております。一つ目は、コンフリクトマネジメントによる議会改革、前期副議長のときも私はこのコンフリクトマネジメントについて触れてございますが、改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

コンフリクトとは、意見や利害の衝突、葛藤、対立といった概念を意味する言葉でございます。コンフリクトマネジメントにおけるコンフリクトの解消とは、対立する双方の意見、主張をいわゆるゼロサム、一方が勝てば必ず他方が負けるという関係の状態から、双方が理解し一つの方向へ導いていくということでございます。

議会は合議体でございます。それぞれの議員が意見を述べ、お互いの論点を評価し、新たな方向性を見出すことで問題解決を図り、合意、決定していくことが大事であると考えております。それを実現するため、各議員が持つ意見、主張を闊達に述べられる環境を整えてまいります。

二つ目に、町民に開かれた議会、これを推進することによる議会改革でございます。吉田町議会基本条例第5条1項に公開性、公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと、2項に町民の多様な意見を的確に把握し、町民に反映させるための運営に努めることとあります。これらを実現するためにダイバーシティの視点と新しいテクノロジー導入が必要であると考えてございます。

ダイバーシティの視点とは、多様性、多様な視点、価値観で物事を判断し、社会貢献に生かすこととされております。当町は、他市町から移り住んで数年から30年以上という町民の方が増えてございます。このような町民の方々には、この町のいいところ、悪いところを他の市町と比べることにより、さまざまな視点、価値観をお持ちでございます。また、先祖代々この吉田町に住み続けている町民の方も、歴史、伝統に基づいた視点、価値観をお持ちであると思っております。我々議会議員は、町民の多様な視点、価値観を精査し、議会活動に生かしていくことが開かれた議会につながるものと考えております。そのためには、議会報告会、出前会議等、改善と、それらを充実することが必要であると考えております。

新しいテクノロジーの導入につきましては、町民への議会の情報発信、議員の情報収集、議員間の情報共有を行うため、議員広報の充実、ICTを主とした取り組みが必要不可欠であると考えております。議会のネット配信、傍聴者を増やす手だて、町民への説明責任等のこれらの課題解決を図り、町民にとってより身近な存在となる議会を構築していくことを開かれた議会推進と位置づけております。

私は、この二つの柱を実践することにより、二元代表制の一翼である議会が活力を持ち、町民福祉の向上に資する議会となると考えてございます。議員の皆様には、重ねて御協力、御指導、御鞭撻のほどを賜りますようお願い申し上げます。

以上、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（河原崎昇司君） ありがとうございます。

以上で臨時議長の職務は終了いたしました。

議長と交代をいたします。御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

増田議長は議長席にお着きをお願いいたします。ありがとうございました。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時26分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここからは、臨時議長にかわり議長が議事を進めます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

これから全員協議会を行いますので、第2会議室にお集まりください。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時50分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（増田剛士君） お諮りします。

本日のこれからの議事日程について、お手元の配付のとおり追加日程第1から追加日程第20までを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、これからの議事日程について、お手元に配付のとおり追加日程第1から追加日程第20までを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

◎議席の指定

○議長（増田剛士君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（増田剛士君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員については、会議規則第120条の規定により、1番、福世義己君、2番、楠元由美子君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（増田剛士君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月13日の1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日5月13日の1日限りと決定いたしました。

---

◎副議長選挙

○議長（増田剛士君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（増田剛士君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、福世義己君及び2番、楠元由美子君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。少々お待ちください。

〔投票用紙配付〕

○議長（増田剛士君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。1番、福世義己君及び2番、楠元由美子君、点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（増田剛士君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（増田剛士君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番、福世義己君及び2番、楠元由美子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（増田剛士君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票数13票。有効投票数のうち、大石 巖君7票、山内 均君6票、以上のおりでございます。この法定得票数は4票であります。

したがって、大石 巖君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（増田剛士君） ただいま副議長に当選された大石 巖君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定に従って、当選の告知をいたします。

---

#### ◎副議長就任挨拶

○議長（増田剛士君） 大石 巖君から副議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。

8番、大石 巖君。

〔副議長 大石 巖君登壇〕

○副議長（大石 巖君） 8番、大石 巖でございます。

副議長就任に当たりまして、所信を述べさせていただきます。

私は、先ほどの全員協議会の場でも3点についてお話をさせていただきましたが、まず1点目としては、行政をチェックして、町民の声を行政に反映させるために、増田議長を中心に議会が一つにまとまるのが重要だというふうに思っております。議員相互間の議論を尽くしまして、町民にとって最良の意思決定ができるように努力をしてみたいです。



二つ目は、議会基本条例の各条項を具現化するという点で、町民の福祉向上と町の発展を第一義とした質の高い議会活動を目指しまして、議会改革に取り組んでまいります。

3点目は、議会活動の公開性を求めまして、開かれた議会に向けて情報発信を進めてまいります。町民の皆さんと議会との双方向での情報発信にも努力をいたします。

微力ではありますが、粉骨砕身取り組む決意を申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。御協力のほどよろしく願いいたします。

---

◎議席の一部変更

○議長（増田剛士君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更いたします。この変更に伴う議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔議会事務局長 八木寿彦君朗読〕

○議長（増田剛士君） ただいま事務局長朗読のとおり、議席を変更いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に御自分の氏名標をお持ちいただき、議席の移動をお願いいたします。

また、次の日程は常任委員の選任を行います。

このため休憩時間中に全員協議会を開き、調整を行いますので、第2会議室にお集まりください。

再開は、協議終了後といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時43分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

---

◎常任委員会委員の選任

○議長（増田剛士君） 追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長並びに副委員長の互選をお願いします。

総務文教常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第1会議室にてお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告をお願いします。

この報告があり次第、議会運営委員の選任のための全員協議会を行うこととなりますので、よろしくをお願いします。

再開は、議会運営委員の選任のための協議終了後といたします。

そして、ここで一つお願いがございます。

各委員会の委員長を決めるという中で、事務局も人数が余りいないという中で、先に総務常任委員会のほうを開催していただいて、決めていただきたいと思います。その後、産業建設常任委員会のほうを決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

休憩 午前10時44分

再開 午後 1時07分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

各常任委員会から正副委員長の互選結果の報告を受けました。その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に7番、蒔田昌代君、副委員長に4番、中田博之君。

産業建設常任委員会の委員長に8番、三輪美由紀君、副委員長に3番、盛 純一郎君。

以上のとおり、各常任委員会で決定されました。

ここに報告いたします。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（増田剛士君） 追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定に従って、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

この休憩中に議会運営委員会を第1会議室で開催し、委員会条例第6条第2項の規定に従って、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告願います。

また、この休憩中に全員協議会を開催し、追加日程第8から追加日程第11までの各組合議員について協議をお願いします。

再開は、この組合議員についての協議終了後といたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 2時36分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

ただいま議会運営委員会から正副委員長の互選の結果を受けました。その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に10番、八木 栄君、副委員長に9番、山内 均君。

以上のとおり議会運営委員会で決定されました。

ここに報告いたします。

---

#### ◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（増田剛士君） 追加日程第8、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吉田町牧之原市広域施設組合議会議員には3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君、5番、平野 積君、8番、三輪美由紀君、10番、八木 栄君、11番、河原崎昇司君、13番、増田剛士、以上の7名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名の議員が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

---

#### ◎榛原総合病院組合議会議員の選挙

○議長（増田剛士君） 追加日程第9、榛原総合病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

榛原総合病院組合議会議員には1番、福世義己君、9番、山内 均君、12番、大石 巖君の3名を指名したいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の議員が榛原総合病院組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎相寿園管理組合議会議員の選挙

○議長（増田剛士君） 追加日程第10、相寿園管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相寿園管理組合議会議員には、6番、山口一博君、7番、蒔田昌代君の2名を指名したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2名の議員が相寿園管理組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

---

#### ◎駿遠学園管理組合議会議員の選挙

○議長（増田剛士君） 追加日程第11、駿遠学園管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

駿遠学園管理組合議会議員には2番、楠元由美子君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2番、楠元由美子君が駿遠学園管理組合議会議員に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催し、特別委員会の設置に関して協議をお願いします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時35分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は13名です。

---

◎日程の追加について

○議長（増田剛士君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、大石 巖君から発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 追加日程第1、発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案については、提出者、大石 巖君の趣旨説明を求めます。

12番、大石 巖君。

〔12番 大石 巖君登壇〕

○12番（大石 巖君） 12番、大石 巖でございます。

議会広報特別委員会の設置に関する決議について発議をいたします。

令和元年5月13日、吉田町議会議長、増田剛士様。

吉田町議会議員、大石 巖。

発議案の提出について。

吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり本会議へ発議案を提出をいたします。

提出理由としまして、吉田町議会が目指す開かれた議会の実現に向け、議会広報の果たす役割が大きいことから、議会広報の充実に関して専門的に調査研究を行う特別委員会の設置が必要となったためであります。

内容については、発議案第2号についてをごらんいただきたいと思います。

議会広報特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条1項及び2項の規定により提出いたします。

令和元年5月13日提出、吉田町議会議長、増田剛士様。

提出者、吉田町議会議員、大石 巖。

賛成者、吉田町議会議員、福世義己、同、楠元由美子、同、盛 純一郎、同、中田博之、同、平野 積、同、山口一博、同、蒔田昌代、同、三輪美由紀、同、山内 均、同、八木栄、同、河原崎昇司。

以上でございます。

決議案について提案をいたします。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議会広報特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条。

3、目的、開かれた議会を実現するため、議会広報のさらなる充実を図る必要がある。これに応えるべく、独自性のある議会広報の調査研究のため、特別委員会を設置する。

4、委員の定数、委員会の定数は6名をもって構成する。

5、継続調査及び設置期間、上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

大石議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案については、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については、6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定によって、1番、福世義己君、2番、楠元由美子君、3番、盛 純一郎君、4番、中田博之君、6番、山口一博君、12番、大石 巖君の6人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会の委員はただいま指名しました6人を選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会広報特別委員会の委員長及び副委員長につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

互選のため、ここで暫時休憩といたします。

再開は、委員長、副委員長の互選終了後といたします。

委員の皆さんは第1会議室にお集まりください。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時14分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

ただいま議会広報特別委員会から委員長及び副委員長の互選の結果の報告がございましたので、発表いたします。

議会広報特別委員会の委員長に6番、山口一博君、副委員長に2番、楠元由美子君が決定いたしました。

---

◎諸報告について

○議長（増田剛士君） 追加日程12、諸報告を行います。

本臨時会へ説明員として委任または囑託され出席するものの職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで諸報告を終わります。

---

◎議案第20号～議案第25号の一括上程、説明

○議長（増田剛士君） 追加日程第13から18、会議規則第35条の規定により、日程第13、第20号議案から日程第18、第25号議案まで一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和元年第1回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の内容につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認について4件、契約の締結について1件、人事案件について1件の合計6件でございます。



それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第20号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を引き上げること及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法において、5割減額、2割減額の判定所得で被保険者数に乗ずる金額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

第21号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、特別控除額の措置対象を特別控除対象寄附金とすることに伴い、規定の整備をするなど、地方税法等の改正に伴う項番号の整理とあわせて所要の改正を行うものでございます。

第22号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。本議案は、第21号議案と同様に地方税法等の一部を改正する法律などが平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、同条例で引用する項番号の整理と所要の改正を行うものでございます。

第23号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）でございます。本議案は、介護保険法施行及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、平成31年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、所得段階の第1段階から第3段階までの被保険者に対する保険料につきまして、軽減した保険料率を適用するなどの所要の改正を行うものでございます。

第24号議案は、平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備更新工事請負契約の締結についてでございます。本議案は、吉田浄化センターの機械設備の更新工事につきまして、一般競争入札により契約金額1億890万円で株式会社クボタ東京本社、取締役東京本社事務局長、黒澤利彦と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第 25 号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。本議案は、議会議員のうちから選任する監査委員に三輪美由紀氏を選任することにつきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の御同意をお願いいたさうとするものでございます。

以上が令和元年第 1 回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いします。

初めに総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第 25 号議案の 1 議案につきまして御説明申し上げます。

第 25 号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の 18 ページ及び参考資料ナンバー 6 をごらんいただきたいと存じます。

本議案は、議会議員のうちから選任いたします監査委員に三輪美由紀議員を選任することにつきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

住所は吉田町住吉 5000 番地の 2、氏名は三輪美由紀、生年月日は昭和 22 年 2 月 20 日、72 歳でございます。

以上が総務課からの議案につきましての御説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

〔税務課長 松浦伸子君登壇〕

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第 21 号議案、第 22 号議案について御説明申し上げます。

第 21 号議案、第 22 号議案は、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）等が平成 31 年 9 月 29 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、第 21 号議案、吉田町税条例の一部を改正する条例、第 22 号議案、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により御承認をお願いするものでございます。

初めに、第 21 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案の 4 ページから 9 ページまでと参考資料ナンバー 2 をごらんいただきたいと思います。参考資料により御説明申し上げます。

参考資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

第 34 条の 7 の改正は、ふるさと納税制度の見直しに伴い、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金に係る寄附金税額控除について改正されるものでございます。特別控除の控除対象となる寄附金は、基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金とされたことによるものでございます。

附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、住宅ローン控除の拡充に伴う改正でございます。令和元年 10 月の消費税率引き上げに当たって、住宅に係る需要変動の平準化のため、所得税法における改正を踏まえ、個人町民税における住宅ローン控除の適用期間を平成 45 年まで延長するとともに、延長された控除期間においては、所得税から控除し切れない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲において、個人住民税額から控除することとされたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

2 ページをごらんいただきたいと思います。

個人町民税における住宅ローン控除について、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書において、住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要にすることとされたことにより、第 2 項を削除するものでございます。

第 2 項が削除されたことに伴い、第 3 項を第 2 項とするものでございます。

第 7 条の 4 の改正は、地方税法改正に伴い、引用する条項の整備を行うものでございます。

3 ページをごらんいただきたいと思います。

第 9 条の改正は、寄附金控除に係る申告の特例等について、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものでございます。

4 ページをごらんいただきたいと思います。

第 9 条の 2 は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとされたことに伴い、改正するものでございます。

第 10 条の 2 の改正は、固定資産税等の課税標準の特例にかかわるもので、地方税法改正に伴い引用する条項が変更されたことによる項ずれ等により改正を行うものでございます。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

第 10 条の 3 の改正は、政令改正等に伴い、項ずれによる改正でございます。

8 ページをごらんください。

第 16 条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について改正するもので、経年車の重課を平成 31 年度に限ったものとし、平成 29 年度分の軽課について削除するもので、第 2 項、第 3 項、第 4 項を削除し、第 6 項以降を 3 項ずつ繰り上げるものでございます。

10 ページをごらんください。

改正後の第 2 項から第 4 項までは、平成 29 年度及び平成 30 年度に初回車両番号の指定を受けた 3 輪以上の軽自動車で、排出性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に税額を軽減するものでございます。引用する条項の項ずれに伴い改正するものでございます。

第 2 項は、電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車等について、税率のおおむね 75% を軽減するもので、第 3 項は、3 輪以上のガソリン軽自動車で、平成 32 年度燃費基準の 30% 以上を上回る数値の軽自動車等について、税率のおおむね 50% を軽減するものでございます。第 4 項は、3 輪以上のガソリン軽自動車で平成 32 年度燃費基準

の10%以上を上回る数値の軽自動車等について、税率のおおむね25%を軽減するものでございます。

第16条の2は、第16条の改正に伴い、項ずれによるものでございます。

附則でございます。

第1条では、施行期日を平成31年4月1日と定めております。ただし、寄附金税額控除等の規定については、同年6月1日と定めております。

第2条では、町民税に関する経過措置を定めております。

第3条では、固定資産税に関する経過措置を定めております。

第4条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上が第21号議案についての説明でございます。

続きまして、第22号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

提出議案10ページから12ページ、参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと思っております。

附則第1項から第15項は、課税標準の特例を定めるものでございます。いずれも地方税法の改正に伴い、引用する条項の変更に伴う項ずれによる改正を行うものでございます。

第15項に加わりました第50項は、所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る特例措置が創設されたことによるものでございます。

2ページをごらんください。

附則第1項で、施行期日を平成31年4月1日と定めております。

第2項、第3項では、経過措置を定めております。

第3項では、第50項の規定は所有者不明土地の利用円滑化に関する特別措置法における関係規定の施行の日から施行されることを定めております。

以上、本議会に上程いたしました議案2件について御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

〔町民課長 門田万里子君登壇〕

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第20号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の1議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、いずれも平成31年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、あわせて御承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表をあわせてごらんいただきたいと存じます。

改正内容でございますが、まず、国民健康保険税条例第2条の第2項におきまして、中間所得層の負担に配慮し、より負担能力に応じた負担とする観点から、基礎課税額に係る賦課限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げる改正でございます。

また、第23条におきましては、さきの第2条第2項の改正に合わせて賦課限度額を「58万円」から「61万円」に改めるとともに、現在、国民健康保険に加入している低所得者層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定額以下の場合には、国民健康保険税の被保険者均等割と世帯別平等割において、それぞれ7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますけれども、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することのないよう、同条第2号の5割軽減の算定においては、被保険者等の数に乗すべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、同条第3号の2割軽減の算定におきましては、「50万円」から「51万円」にそれぞれ引き上げ、軽減措置を拡大する改正でございます。

また、附則として、施行期日を平成31年4月1日からと定めるとともに、この条例の適用区分は平成31年度以後の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までは従前の例によることと定めるものでございます。

以上が平成31年3月31日に専決処分をさせていただきました内容の説明でございます。よろしくお願いたします。

○議長（増田剛士君） 続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第23号議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の13ページから15ページ、参考資料はナンバー4をごらんください。

第23号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年10月に予定されている消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得者の介護保険料の軽減強化を実施するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令の改正としまして、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることとされたことに伴い、吉田町介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御承認をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、所得段階の1段階、2段階、3段階である被保険者の保険料率をそれぞれ引き下げ、低所得者への保険料軽減の強化を図るものでございます。

参考資料ナンバー4をごらんください。

第2条第2項の改正は、第7期介護保険事業計画の期間中であるため、「平成30年度から32年度まで」としてあるものを「平成31年度及び32年度」に改めるものでございます。さらに、介護保険法施行令改正等により、低所得者の第1号保険料が見直されたことに伴い、第1項第1号に掲げる第1号被保険者、いわゆる第1段階の保険料を「2万5,920円」から「2万1,600円」に改め、第2条に3項を加え、第1項第2号に掲げる第1号被保険者、いわゆる第2段階の保険料を「4万3,200円」から「3万6,000円」とし、さらに第

2条に第4項を加え、第1項第3号に掲げる第1号被保険者のいわゆる第3段階の保険料を「4万3,200円」から「4万1,760円」とするものでございます。

次に、附則でございます。

第1条において、本条例は介護保険法等の施行期日に合わせ、施行日を平成31年4月1日からとしております。

第2条におきまして、この条例の施行の日以前に生じた保険料については従前の例によることと規定しております。

以上が福祉課から提出いたしました第23号議案（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

本議会に上程いたします第24号議案 平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備更新工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の16ページ、17ページをごらんください。

本議案は、地方自治法第234条の規定に基づき一般競争入札に付した平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備更新工事請負契約の締結について、契約の方法は一般競争入札による契約、契約の金額を1億890万円、契約の相手方を東京都中央区京橋二丁目1番3号、株式会社クボタ東京本社、取締役東京本社事務局長、黒澤利彦とする請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、参考資料ナンバー5をごらんください。

1ページは入札結果表でございます。入札につきましては、平成31年4月25日午前10時から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において入札参加資格が確認された業者1者による一般競争入札を執行いたしました。

この入札の結果、株式会社クボタ東京本社と9,900万円に税及び地方消費税相当額の10%を加算した金額1億890万円で平成31年4月26日に仮契約を締結しております。また、予定工期としまして、令和元年5月14日から令和3年2月19日までとしております。

次に、2ページの工事等概要書及び3ページの吉田浄化センターの一般平面図をあわせてごらんください。

工事箇所は吉田町住吉地内、一般平面図の赤枠で囲ってある箇所が今回対象範囲の水処理棟の反応タンクでございます。

工事内容は、ストックマネジメント計画に基づき、吉田浄化センターの水処理棟にある反応タンクの機械設備である第1槽用散気装置1式、第2槽用散気装置1式、第1槽用攪拌機1台、エアフィルター1台、返送汚泥ポンプ（2）1台、余剰汚泥ポンプ2台の更新工事でございます。

また、4ページには水処理棟のフローシート図を添付してございます。

この事業は、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を財源として行うものでございます。

以上が第 24 号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（増田剛士君） 以上で説明が終わりました。

ここで、本日の会議は午後 5 時を過ぎてしまうことが予想されますので、あらかじめ延長を宣告したいと思います。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第 2 会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 4 時 47 分

再開 午後 5 時 21 分

○議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は 13 名です。

---

◎議案第 20 号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第 13、第 20 号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

では、質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようにお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第24、第21号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第15、第22号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。



したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第16、第23号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（増田剛士君） 日程第17、第24号議案 平成31年度都市計画下水道事業公共下水道吉田浄化センター機械設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第25号の質疑、討論、採決

- 議長（増田剛士君） 日程第18、第25号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三輪美由紀君の退場を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

〔8番 三輪美由紀君退場〕

休憩 午後 5時26分

再開 午後 5時26分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名でございます。

これから第25号議案について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

三輪美由紀君の入場を許可いたします。

ここで暫時休憩といたします。

〔8番 三輪美由紀君入場〕

休憩 午後 5時27分

再開 午後 5時27分

- 議長（増田剛士君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
ただいまの出席議員数は13名です。
- 

◎議員派遣について

- 議長（増田剛士君） 日程第19、議員派遣についてを議題といたします。  
吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。  
お諮りします。  
議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認め、議員派遣についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定いたしました。
- 

◎議会閉会中の継続調査について

- 議長（増田剛士君） 日程第20、議会閉会中の継続調査についてを議題といたします。  
議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によってお手元に配付したとおり、議会閉会中の継続審査の申し出があります。  
お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（増田剛士君） 異議なしと認めます。  
したがって、委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
- 

◎町長挨拶

- 議長（増田剛士君） 以上で令和元年第1回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了いたしました。  
閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。  
町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様には、新しい会の構成について、長時間にわたって審議をされて、本当に疲労こんぱいだと思いますけれども、その上で、当局から出しました議案等についてよしとしていただきました。本当にお疲れの上でございますけれども、皆様に対してねぎらいの上、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

公が行う事業の原資というものは、税金でございます。民間の会社なんか当然いろんな事業をやりますし、会社員に対して給料等を払わなくてはなりません。その場合、民間の場合はですね、当然のことながら物を売ったりとか、サービスを売ったりとか、そういう形で利益を得て会社を動かしていきます。そのときにですね、税金と違うのは、税金というものは、極端な話、払う人の意思は関係ありません。懐をあけてがまぐちを取り出して、がまぐちをあけて必要な金を取るというだけでありまして、納税者に納税する、納税しないのいわば意思はございません。これ皆様御存じですよね。民間の場合は、当然のことながら物であるとかサービスを購入する人がその物を買うとか、サービスを購入する場合には、当然のことながらその人の意思でもって買う、購入するというのを全部決めます。税金といわば普通の場合の物を購入したり、サービスを購入したりするものとの差は、強制意識が働くか、強制意識が働かないかと、それだけの違いでございます。

しかしながら、我々も、この吉田町もそうでございますけれども、皆さんが議決をしていたいただいた諸事業については、基本的には税でもって全てを行います。町民が納めていただいたものであるとか、それから会社が払ってくれたものであるとか、あとは国からの補助金等でございます。

そうした中で、平野議員を除く2回生以下の議員たちについては、御存じないことでございますけれども、この町では公金の問題について大きな問題が今もって解決をされておられません。議会のですね、最初の議会でございますので、議員の皆様にお話を申し上げて、改めて議員の皆様にご意見を伺っていただきまして、でき得ればその実現にぜひとも、有権者の負託を受けた皆様のお力でもって、その実現をしてもらいたいものが一つございます。

皆様御承知かもしれませんが、町職員であった増田宏胤氏が平成11年4月19日に優遇退職制度との適用を受けて勸奨退職となりまして、翌日4月20日告示の町議会議員選挙に立候補して当選をいたしました。平成21年6月の一般質問の中で、私は勸奨退職となった職員が退職後すぐに選挙に立候補した場合は、制度として勸奨退職としては扱えませんよと、これは議員からの質問でそれに答えてあります。

皆様御承知のように、平成22年8月11日、町が、私が被告人として、25人の原告から訴えられました違法公金支出金返還請求事件というのがございます。この訴訟の根っこというのは、原告の主張は今申し上げたように平成11年4月19日に優遇退職制度を適用して退職した元職員への割り増し退職金の支給は違法であるということでございました。皆様御承知でございますよね、これ。

基本的に、これは平成22年8月11日から平成27年3月22日、およそ4年半にわたって議会の大きな問題となったことでございます。この訴訟は、平成26年12月25日、1審の判決が下されました。そのときの判決でございますけれども、こういうふうになっています。この訴訟の静岡地方裁判所の判決は、原告訴えの請求はいずれも却下、または棄却し、訴訟と費用は原告の負担とするというもので、平成26年12月25日に言い渡しがあり、それぞれの争点についての判断は次のようなものでございました。

不当利得の判断でございますけれども、増田宏胤氏の退職は、選挙に立候補するための普通退職であり、勸奨退職とはならない典型的な例とはいえ、退職金の割り増し支給 790 万 2,008 円は法律上の原因なく受給した不当利得に当たります。町の請求権有無の判断でございますけれども、町はこの不当利得に対する返還請求権を有しておりますが、平成 22 年 1 月 28 日の経過をもって消滅時効が完成をしており、この請求権は時効により消滅したと認められます。この後、平成 27 年 1 月 7 日に東京高裁、最終的には平成 27 年 3 月 22 日最高裁でもって却下として、この判決が 1 審が確定をいたしました。

したがって、私は、時効でございますので、増田宏胤氏にこのお金 790 万 2,008 円を返していただきたいということではできません。議会もですね、皆様が平成 25 年 12 月 25 日の 1 審判決の言い渡しの後、議会の皆様は不当利得退職金受給に関する説明を求める決議案、不当利得退職金返還を求める決議案、議員辞職勧告決議案、矢継ぎ早にされました。ただ、議会は議決するまでがみずからの役割だと思っているのか、当事者の増田氏はその議決に全く従おうとしませんでした。説明すらもされませんでした。議会は、議決した議会もですね、議決を実現する使命感を私は持っていると思いますけれども、その使命を持っていないように私には寂しく感じられました。

6 月議会閉会の挨拶で私はそのように議会の皆様にお話し申し上げました。最高裁判所の決定が出た最初の議会でしたが、議会は過去の議決に関して何らの動きも示してくれず、一抹の寂しさを覚えました。増田氏に対する返還請求権を有する町は、裁判所の判断により、時効でその権利を行使できない状況にあります。増田氏は議会基本条例の制定にも携わっているのです、それを踏まえ、議員は町民の皆さんが納得されるような決着をつけるよう、政治家としてその本領を發揮してほしいとお願いいたしました。皆様、耳のどこかには覚えておりますよね。

それと同時に皆様は、声高らかにつくったものとして、吉田町議会基本条例というものがございます。議会の最大の使命は、常に町民福祉の向上と町の発展を第一義とした最良の意思決定を行うことであると、第 1 条に次のように書いてございます。議会が最良の意思決定を行う使命を果たし、もって町民福祉の向上と町の発展に寄与することを目的とすると。議会はさまざまな決議等いろいろやりますけれども、これ最良の意思決定でございますよね。果たし、それで次はもってというのがですね、した以上はとか、そういうふうなことで続いていくんですけれども、これにしても結果として不当利得 790 万 2,008 円というものは依然として現在も増田宏胤氏の懐に入ったままでございます。

したがって、議会の皆様が最良の意思決定を行ったにもかかわらず、やったのは最良の意思決定でございますので。それは町民の福祉の向上と町の発展に何の寄与もしていませんよね。議会の皆さんは、吉田町議会基本条例というものに常に従うことを皆さんは自分の憲法としているはずでございますよね。そうである以上は、皆様がやったこと、すなわちあの決議等は全て最良の議決であると申すならば、それが町民福祉の向上と町の発展に寄与すると、本来はならなければならないんですけれども、議会の皆様は説明責任というものは全然果たしてくれませんので、アカウントビリティー、これが一切ございませんので、いつも寂しく感じているのでございますけれども、当局であれば、当然のことながら議会であつるし上げを食いますけれども、議会の皆様は常にそういうことに対しては逃げます。

よく議会の皆様が議会の最大の使命はチェックであると言いますけれども、私から言わせるともう一つの機能がございまして、チャック機能がございまして。YKKのチャックよりももっともっとすごい機能であると思っておりますけれども、ぜひともこの公金790万2,008円というものは、町民の皆様が汗と油で稼いだお金を町に出したものでございます。その公金が依然として増田宏胤氏のもとにあると。議会の皆様は数多くの決議案を果たしました。皆様は選良でございます。まさか選悪ではないと思っておりますので、選良である以上は、ぜひとも町民の負託に応える、町民福祉の向上と町の発展に寄与することを目的にしたいと思いますので、ぜひともですね、こういう場でございましてけれども、最初の議会でございますので、新しい議員の方も含めてもう一度皆様をお願いする次第でございます。どうぞよろしくお願い致します。

きょうの長い審議でお疲れだと思いますので、きょうはごゆっくりお休みください。どうもありがとうございました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 何でしょうか。どのような発言でしょうか。

〔「今の件に関してです」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 今は町長の挨拶なんですけれども、挨拶について異議を唱えるということでしょうか。質問でも何でもありませんよ。

〔「異議、その中で一つだけ言っておかなければならないことがありますので、やらせてくださいということですよ」の声あり〕

○議長（増田剛士君） 9番、山内議員。

○9番（山内 均君） 9番、山内です。

町長の言われることは、私もその当時ですね、確かに原告になっていました、原告になっておりました。そして、そのときの原告になったときに、なぜそれが起きたのか、その発生の原資が何であるのかということをおぼろげに原告として出したわけですよ。この不透明さ、それと今、町長が言った公職選挙法にのっとった退職金、すぐできないよというのは、それを承知の上で原告になっているんですけれども、私はいつも町長にそう言われるたびに思うんですけれども、本当はいつも言われることがね、あの当時の町長が、行政が、吉田町行政の方たちがそれをつくり上げたわけですね。それは間違いありませんよ。我々が選挙に出なさいと言っている訳じゃなくて。その辺をね、一つ、もう一つの論点として、私はいつも言われるたびに思っております。それは確かに我々も宏胤氏のものに関しても、私は原告として何回か裁判所には行きました、赴きました。そして、言われていることは非常によくわかるんですけれども、確かにその中で最終的な判断で、最高裁がああいう判断されちゃうとですね、私としては、じゃどうするかということができないわけですよ。その辺は本当に酌み取っていただきたい。

この裁判に当たっても、いろんな資料がたくさんありますけれども、その中で、やっぱりなぜそれが起きたのか。本当は町長が言われるたびに、やった人たちはずんずん感じるでしょう。要するにそれが抑止力になるということが私にとっては非常に大事なことで思っておりますので、ぜひその点もね、我々は何で原告になったのか、ああいう形のやつが本当に通っていったのか、あの当時。その当時、議会議員じゃなかったもんですから。それも含めて、私は議員になって、それはもちろんほかの面もありますけれども、専門性を出さなければ

ばいかんということもありますけれども、それも確かに議員になって私のコンセプトとかアイデンティティーというのはあります。それもぜひ酌み取りおきいただきまして、我々がもし本当にできるのであればやりたいと思っています、彼が生きてる間にね。本当にそういう意味では、今まで何回か言われるたびに、残念ながら私としてはもう一つの論点が常に欠けているというのをぜひお酌み取り、お聞きいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（増田剛士君） 田村町長。

○町長（田村典彦君） 山内議員が原告団の1名として参加された、その崇高なる使命に関しては、本当に首長として深く敬意を表するものでございます。今、議員が当時の町長という言葉がされたわけでございますけれども、そのときにたしか議員は覚えておられると思えますけれども、百条調査委員会の議案が出ましたよね、出たんですよ。否決をされたんですよ。議会が否決をしました。百条調査というのは、物すごい議会の権限でございますよね。それを議会が否決をしたんですよ。議会というものは、それが最良の意思だったわけですよ、はい。だから、その辺のことも踏まえて、ぜひとも議員にはそういうふうなこともよく承知の上で、もう一度改めて790万2,008円、恐らく利子を含めれば1,500万以上だと思いますけれども、1,500万あれば、議員たちが求める、何ですか、例の広報ですね。あれ一発でできますよ。取っていただければすぐできますんで、私それでいいですよ。それは本当に議会の行動がもし790万2,008円、利子を含めて1,500万以上が取り返していただけるならば、本当に議会というものはすごいものだ、本当に私も思いますし、そのためであれば、私が決めるわけではございませんけれども、議会の広報に使ってよろしいんじゃないでしょうか。ぜひともですね、何はともあれ、その不当利得というものを返してもらえるように、議員も先頭に立って、この議会で任期中に取り返していただけるようにぜひともお願いいたします。

○議長（増田剛士君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（増田剛士君） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でございます。今後の議会運営に重要かつ必要な事項について、各議員の御協力により、大変長時間にわたりましたが、慎重なる御審議をいただき無事決定することができました。心から厚く御礼申し上げます。

大変ふなれな議長でございますが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（増田剛士君） これをもって、令和元年第1回吉田町議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 5時47分